

医科点数表 第2章 第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の実施件数

2024年1月～2024年12月実施

(1) 区分1に分類される手術	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	14
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	2
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
(2) 区分2に分類される手術	件数
ア 靱帯断裂形成手術等	0
イ 水頭症手術等	25
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	1
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
(3) 区分3に分類される手術	件数
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
(4) 区分4に分類される手術	件数
胸腔鏡・腹腔鏡を用いた手術	182
(5) その他の区分	件数
ア 人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	0
イ 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	15
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術 及び経皮的冠動脈ステント留置術	44